

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
湯原歯科クリニック	所沢市東狭山ヶ丘 六―二七七五―三	居宅療養管理指導	平成二十八年一月一日
ファミリー薬局	川口市中青木三― 九 青木町ハイツ 一―一〇二	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十八年一月一日
アミカ川口介護センター	川口市幸町一―一 一―一 フクロク ハイマンションニ 号館四〇五号室	介護予防訪問介護	平成二十八年二月二十九日
鴻巣アメニティショップ プそよ風	鴻巣市東一―一― 二五	福祉用具貸与	平成二十八年一月三十一日
デイサービスらく楽 上尾	上尾市川一―二九 一―一六	介護予防福祉用具 貸与	平成二十八年一月三十一日
デイサービスらく楽 鴻巣	鴻巣市箕田三八― 一―三	介護予防福祉用具 貸与	平成二十八年一月三十一日
デイサービスらく楽 桶川	桶川市泉二―一五 一―二三	介護予防福祉用具 貸与	平成二十八年一月三十一日